

隠岐の島町サイクルツーリズム環境整備事業 実施事業者公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は隠岐の島町サイクルツーリズム環境整備事業について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本公募では、一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構（以下「推進機構」という。）が隠岐の島町内での新たなサイクルスポットを新規に3カ所構築し、より自由度の高い隠岐のサイクルツーリズムを実現することを目的とする。隠岐の島町内にはe-bikeを貸出・バッテリーの充電・交換をするスポットが西郷港以外に無いため、推進機構が一般社団法人隠岐の島町観光協会（以下「観光協会」という。）にe-bikeを無償貸与し、更に観光協会から島内の事業者を3社選定し貸出委託することにより、隠岐の島町内の回遊性の向上や滞在時間の増加による消費額の増加も同時に目指すものとする。

(応募者資格)

第3条 以下に該当する者とする。

- (1) 五箇地区・都万地区・布施中村地区のいずれかに事業所がある企業・団体・個人事業主。

(応募条件)

第4条 公募の事業者は、以下の条件を全て満たすこととする。

- (1) 「e-bikeの貸出」「バッテリーの交換」「充電」の3つの業務を、営業時間内は常に対応できる組織体制であること。
- (2) e-bikeの事前予約を受けることができ、予約管理をすることができること。
- (3) e-bikeの販売実績を正確に報告し、使用料を遅滞なく支払うこと。
- (4) e-bikeのメンテナンスを定期的実施し、修理の対応ができること。
- (5) 別添資料の使用貸借契約書に合意頂けること。

(審査)

第5条 公募にかかる審査は、サイクルツーリズム事業者審査会(以下「審査会」という。)が行う。

2 前項の審査については、申請者等から意見を聞くことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局が決定する。

附則

1 この要綱は、令和5年7月27日から施行する。

(別記1)

審査の基準は、次の各号に該当することとする。

(1) 実施体制

- ・業務の実施フローが具体的であり、確実な実施が見込めるか。
- ・業務遂行能力（実施体制、スキーム）は十分か。

(2) 地域性

- ・隠岐に本社があるなど、事業の比重を隠岐に置いている。
- ・地域の観光の拠点として、年間を通じて訪れる観光客が多いか。

(3) 将来性

- ・サイクルツーリズムの拡充による顧客満足度の向上に対して、強い意気込みが感じられるか。
- ・地域の稼ぐ商品素材として本事業を更に発展していけるか。